

豊中市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る
設備等支援事業費補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や、カメラによる支援内容の記録などを行う施設に対して、予算の範囲内において設備支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、豊中市補助金等交付規則（昭和57年規則第15号）に定めるもののほか必要な事項を定めることにより、障害児通所支援事業所等における性被害防止対策を行うことを目的とする。

(対象施設)

第2条 対象施設は、豊中市内の障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所とする。ただし、申込日時点において、休止又は廃止している事業所、または令和6年度に実施された「豊中市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」および令和7年度以降に実施された「豊中市障害児通所支援事業所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業費補助金」による補助を受けた事業所を除く。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表に定めるところにより算定した額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する経費は対象としない。

- (1) 他の補助金の交付の対象となる事業の経費
- (2) 既存設備の改修・修繕・取り外し等の経費

(交付の申込み)

第4条 補助金の交付を申し込もうとする者は、補助金交付申込書（様式第1号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の申込書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申込みがあったときは、当該申込みに係る書類等につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定を行うものとする。この場合において、補助金の額は、概算額を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって必要な条件を付するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付を申し込んだ者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 第6条及び第12条の規定により補助金の交付の決定の通知を受け

た者は、速やかに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金交付）

第8条 補助金は、概算額を交付する。

2 前項の規定による概算額の交付時期は、市長が別に定める。

（補助金の交付決定の変更等）

第9条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（変更交付の申込み）

第10条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第4条の規定による申込みの後、事業内容等に変更があったときは、補助金変更交付申込書（様式第4号）とともに別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（変更交付の決定）

第11条 市長は、補助金の変更交付の申込みがあったときは、当該申込みに係る書類につき審査し、必要に応じて調査を行い、補助金の額を変更する必要があると認めたときは、補助金の変更交付の決定を行うものとする。第5条第1項後段及び同条第2項の規定は、この場合について準用する。

（変更交付決定の通知）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の変更交付の決定をしたときは、速やかに補助金変更交付決定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業実績報告書（様式第6号）を市長が定めた期日までに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、別に定める必要な書類を添付しなければならない。

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告書等につき審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に補助金交付確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

（補助金の精算）

第15条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた場合において、その確定額と既に受けた概算額とに過不足があるとき

は、市長が定めた期日までに不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、補助金の交付に係る事務の適正な執行のため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告させ、又は職員をして事業に係る帳簿書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申込みをしたとき。
- (2) 補助金交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) 市職員の指示に従わないとき。

(仕入控除)

第18条 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第8号により別途定める日までに市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月20日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年7月16日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

補助対象経費	補助基準額 (1施設当たりの上限)	補助率
--------	----------------------	-----

パーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新に係る費用	1 0 0 , 0 0 0 円	4 分 の 3
--	------------------------	----------------

ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(対象経費に係る留意事項)

- ・当該年度中に係る経費のみを対象とする。
 - ・対象施設が設備の購入等を行う場合は、入札の実施や複数業者から見積書を取得する等により適正価格での購入等を行うこと。
 - ・カメラの設置については以下の点に留意すること。
 - ①カメラ設置の要否については、保護者やこども等の状況や対象施設等の状況等を踏まえて各対象施設等において判断すること。
 - ②カメラの設置については、必要に応じて、関係者等に事前に周知することとし、カメラの設置趣旨・目的等について十分に説明するほか、映像の保管・管理体制の整備を行うことが望ましい。
 - ③カメラにより特定の個人を識別することができる映像又は画像（以下、「映像等」という。）を取得する場合、当該映像等は「個人情報保護法」（平成15年法律第57号）第2条に規定する「個人情報」に該当するため、同法の規定を遵守すること。
- また、こどもや来訪者等が防犯のためにカメラにより撮影されていることを容易に認識できる状態で設置するとともに、カメラが作動中であることや、撮影した映像等を警察等に提供する場合があることを設置場所等に掲示すること。